

# 水密戸の試験に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 B 編及び C 編  
(日本籍船舶用)

## 改正理由

水密戸に対する水圧試験の要否については鋼船規則 C 編 13.3.3-1.及び同検査要領 C13.3.3 に規定しているが、その際の合否判定基準が明確ではなかった。また、水圧試験を実施した水密戸及び損傷時復原性要件の適用において正の復原性の範囲内となる閉鎖装置に対する射水試験の要否についても明確ではなかった。

今般、水圧試験における判定基準及び射水試験の適用を明確とするため、IACS の統一解釈 SC156 に基づき、関連規定を改めた。併せて、旅客船の水密戸に適用される遠隔閉鎖要件に関する確認のための試験を追記した。

## 改正内容

- (1) 鋼船規則検査要領 B2.1.5-3.に、水密戸に対する射水試験の適用を明記した。
- (2) 鋼船規則検査要領 C13.3.3 に、水密戸に対する水圧試験について判定基準を明記した。
- (3) 旅客船規則検査要領 3 編 6.4.1 に、水密戸のいずれかの側に静水圧が作用する場合の閉鎖要件の確認を、プロトタイプ試験の際に確認することを追記した。